

## 平成 27 年度における独立行政法人大学評価・学位授与機構の 中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中  
小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 5 条  
の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成 27 年 8 月 28 日閣議決  
定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 27 年度における新規中小企業者をはじめ  
とする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下  
のように定める。

### 第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

#### 1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

機構は、平成 27 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契  
約金額が約 156,100 千円、比率が 56.2%（平成 27 年 4 月 23 日付 27 受文科会第 390 号  
において通知に基づき回答した額及び比率）になるよう努めるものとする。

#### 2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率につ  
いては、平成 26 年度における機構の官公需契約実績 171,407 千円の約 0.16%程度と推  
計されることを踏まえ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間、平成 26 年度比と  
同水準となるように努めるものとする。

### 第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即す  
とともに、次のとおり取り組む。

- 1 機構ウェブサイトへの掲載による官公需情報の提供
- 2 官公需に関する相談体制の整備（「官公需相談窓口」：管理部会計課）
- 3 総合評価落札方式の適切な活用
- 4 分離・分割発注における事例の活用
- 5 一括調達、共同調達における事例の活用
- 6 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進
- 7 小企業を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- 8 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大
- 9 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用
- 10 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

### **第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項**

機構は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

- 1 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進
- 2 競争参加者の資格設定に関する新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用
- 3 地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 4 号で都道府県知事が認定した商品（「いわゆるトリアル発注制度」という。）等の受注機会の検討
- 4 新規中小企業者からの相談体制（上記第 2 における 2 と同じ。）
- 5 新規中小企業者からの見積書取得の推進（小規模事業者や国等の調達実績が少ない新規中小企業者への配慮）

### **第4 上記第 1～3 に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項**

#### **1 本方針の適用範囲**

本方針は、機構の小平本館、小平第 2 住宅、竹橋オフィスに適用する。

#### **2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制**

中小企業者の受注の機会の増大のため、機構に設置されている調達等合理化検討会（統括責任者：理事）を推進本部とし、上記第 1 の目標達成に向けて、必要に応じて調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供等を行う。

#### **3 制度運用に係る作業環境の整備**

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図る。

付 則

#### **○ 本契約の方針の公表**

官公需法第 5 条第 3 号に基づき、本方針は速やかに公表する。